

すべてのわざには時がある・教会用地の入手 1953

はじめに

宣教師館のための土地探しに、グラント師は大いに苦勞し6カ月以上を要しました。不動産業者は楽観視していたようですが、現実にはグラント師は何回も落胆を経験しなければなりません。敗戦後まだ7年しか経っていない時期ですので、「敵国人」に土地を売ることに對する抵抗感が世間的にはあったのかもしれませんが、こうなったら買える土地ならもうどこでもいいという心境にさえなりながら、不動産業者とタクシーで市内を走り回っていた時に、偶然角地の空き地が目に留まりました。ダメもとで業者にその土地の所有者を確かめてもらい、売る意思があるかないかを調べてもらったところ好感触を得たため、その晩に早速土地の所有者に接触しました。そして結果的には交渉が成立し、売買契約も整い、役所への登記も無事終了しました。

堤通98番地のその土地は、交通の便がよい角地で、仙山線の北仙台駅にも近く、市電の路線に面していましたので、絶好のロケーションでした。グラント師の期待も大きく膨らんだのですが、思いがけない障害が生じました。宣教師館建築が始まると、昔からお住まいの近隣の方々から、建築反対の強力な運動が起こったのです。グラント師は通訳兼相談役の連盟職員と共に、反対を唱える人たちとの話し合いを持ちましたが、双方とも一歩も引くことなく物別れとなりました。

絶好の場所に建った宣教師館でしたが、その場所をベースにしての宣教活動は、ご近所の方々の敵意に包まれた中で開始しなければならなかったのです¹。

1. 不思議な経緯で土地を入手

宣教師館の土地探しに大いに苦勞したグラント師ですが、教会の土地探しについてもかなり苦勞されました。ある時不動産業者と一緒に、後に教会用地となるその土地の所有者の事務所を訪れ、売買交渉を始めようとしたところ、相手方は顔を真っ赤にして怒り出し、二人は事務所から追い出されてしまいました。不動産業者はその土地が売りに出されているとの情報をもとに行動したのですが、実際は所有者側には売却の意思が全くなかったのです。デマ情報だったわけです。

その後何カ月も土地探しに無駄な時間を費やし、また不動産業者も数回変えましたが、なかなか良い土地と巡り会えません。多少やけ気味になったグラント師は、真っ赤になって自分たちへの怒りを顕わにしたあの土地の持ち主のところを、勇気を振り絞ってもう一度訪れました。すると対応に出てきたのはあの時の年配の男性ではなく、もっと若い方でした。前回のいきさつをお話ししたところ、前に対応したのはその若い方の父親で、数週間前に亡くなられたとのこと。父親は土地を売ることに断固反対していたのですが、息子の方は売却の意思があるということで、親族会議を経て土地の売買交渉はトントン拍子に進み、教会用地としてまたとない土地をグラント師は入手することができました²。不思議なものです。

2. 土地の履歴

2年ほど前ですが、建築関係のお仕事をしておられた教会員³の方にお願ひし、法務局で教会の土地に関する登記書類を何種類か入手してもらいました。「旧土地台帳」を見ると、1953年（昭和28）9月17日に、売買により土地の所有権が木町通203の渋谷親子の名前から、日本バプテスト連盟に変更登記が行われていました（実際に土地の書類を目にすることで、頭では分かっていたこと、つまりこの土地は仙台教会のものではなく連盟のものであることを、改めて認識させられました）。元々渋谷さんの父親が三分の二の所有権、息子が三分の一を持っていました。息子は早く売却したかったのですが、父親が反対していたため従わざるを得なかったのです。しかし、その父が亡くなり状況が大きく変わったタイミングで、グラント師が偶然にも二回目の訪問を行い、交渉が成立したわけです。

仙台藩が栄えていたころは武家屋敷が連なり、「いぐね」（屋敷林）が生い茂っていた北四番丁境界ですが、明治に入りこの一帯も衰退します。教会の建つこの土地は畑地となり、北四番丁29番地にお住いの斎藤某が所有されてきました。そしてその土地を北四番丁33番地にお住いの渋谷某が取得し（明治23年8月18日付）、その後代々受け継がれてきました。畑地から宅地となったのは昭和の初めの頃のことです。書類を辿ると、グラント師が最初に交渉し追い出されてしまった相手は、木町通203にお住まいだった渋谷利之進さん、二度目の交渉の相手はその息子の渋谷辰雄さんだったことが分かります⁴。

3. すべてのわざには時がある

旧約聖書の伝道の書は「すべてのわざには時がある」(3:1、口語訳)と語りますが、正にその通りです。怒鳴られ追い出されることを覚悟の上、グラント師が再度訪問したその「時」は、単なる偶然の「時」ではありませんでした。主が特別に備えてくださった「時」であり、この地に教会を建てるのが主のご計画であることを示す「しるしの時」に他ならなかったのです。

<余計な二言>

●当時の仙台教会の敷地の地番(法務局が定める住所)は「北四番丁 114 番地」です。一方住居表示(住居表示法により市町村が定める住所)は「北四番丁 113 番地」でした。この微妙な数字の違いに何かむずがゆさを感じてしまいます。なお、現在の地番は「仙台市青葉区木町通二丁目 304 番」⁵、住居表示は「仙台市青葉区木町通二丁目 1 番 5 号」です。

●「以前、北四番丁 113 番地には市北部唯一の娯楽施設として映画館が建てられていた。ところがそれは間もなく不審の火によって一夜の中に焼失してしまった。そして、師は敢えてこの焼土の地を会堂建設の地と定めたのである」、こう語るのは『献堂 10 周年記念文集』⁶の編集子です。我が家(小林)の昔の住所は北四番丁 112 番地で教会の二軒隣りでした。この映画館の火災は私が生まれる 2 年前の話です。で覚えているはずはないのですが、幼いころに家の者から幾度となく言い聞かされ、記憶に刷り込まれてしまったのでしょう。教会が建つ以前のこのあたりの風景を思うと、映画館が建っていた様子が自然と頭に浮かんできます。不思議なものです。

(文責: 小林孝男)

¹『主の息吹の中で』、19~23 頁。なお、「仙台教会の歴史シリーズ その 4」で紹介した莊子聡子さんの住いは、宣教師館から徒歩 1 分程度の所にあった。宣教師館建築に敵意を抱く人々が多く暮らす地域の中で、宣教師と親しく交流し、クリスチャンとして再出発の道を歩むことは、莊子さんにとっては大きな勇気を必要としたはずであるし、一大決心を伴うものであっただろう。またそのような地域の中に暮らすグラント宣教師夫妻にとっては、莊子さんとの不思議な出会いは、主が備えてくださった特別の出会い以外の何ものでもなく、大きな慰めであり心強い支えとなったことだろう。

²『主の息吹の中で』、35~36 頁

³ 故最上浩光さん(2023 年召天)

⁴ 資料(2022/05/18_旧土地台帳)

⁵ 資料(2022/05/18_土地_全部事項証明書)

⁶ 資料(1995/03/26_献堂四十周年記念誌)、43~62 頁に復刻版が収録されている。